



EPA/FTA

経済連携協定/自由貿易協定

活用・問い合わせ先
入門ガイド

外国との取引をする際、「EPA/FTA」という言葉を耳にする機会があると思います。

これは国や地域同士で決めた、主に輸出入や投資に関する協定のことです。日本はこれまでに10カ国、1地域との間で協定が発効に至っており、現在も様々な国と協定締結に向けての取り組みを進めています。

この協定を使って貿易を行うと、関税面で通常よりも有利な条件で進めることができます。

そこで、EPA/FTAについて理解を深めていただき、日本から輸出する際にEPA/FTAの利用を検討していただくためにこの小冊子を作成しました。

本冊子がEPA/FTAの利用のきっかけになれば幸いです。

2009年11月 経済産業省

Table of contents

1. EPAを利用するメリットは？	… 2
2. EPAとは何ですか？	… 5
3. EPAを使うには？	… 7
3-1.利用できる国を確認します。	… 8
3-2.品目コードを特定します。	… 9
3-3.関税率を調べます。	… 11
3-4.原産地規則を確認します。	… 13
3-5.特定原産地証明書を入手します。	… 14
4.今後、利用できる国は？	… 15
番外.進出先で相手国にビジネス環境改善を要望したいとき 「ビジネス環境整備」	… 16
5.問い合わせ窓口・WEBSITE一覧	… 17

・本冊子はEPA/FTAを理解する上で最も基本となる「関税」の分野を中心に、主に日本から輸出する際について説明しています。他国から日本に輸入する際の詳細な手続については、税関、各国のJETRO、各国政府等へお問い合わせください。

・本冊子はあくまでもEPA/FTAを使うことでのメリットや実際の使用方法についての目途を付けていただくための資料です。さらに詳細な情報については、「5.問い合わせ窓口・WEBSITE一覧」の窓口、掲載資料をご活用ください。

1

EPAを利用するメリットは？

EPAとは、Economic Partnership Agreementの略称で、「経済連携協定」と呼ばれており、国や地域同士で輸出入にかかる関税の撤廃・削減などを定めた国際協定です。

EPAを使うと、輸出入の際に、通常よりも低い関税率（**EPA税率**）を適用できます。

EPAのメリットについて－WTOとEPA

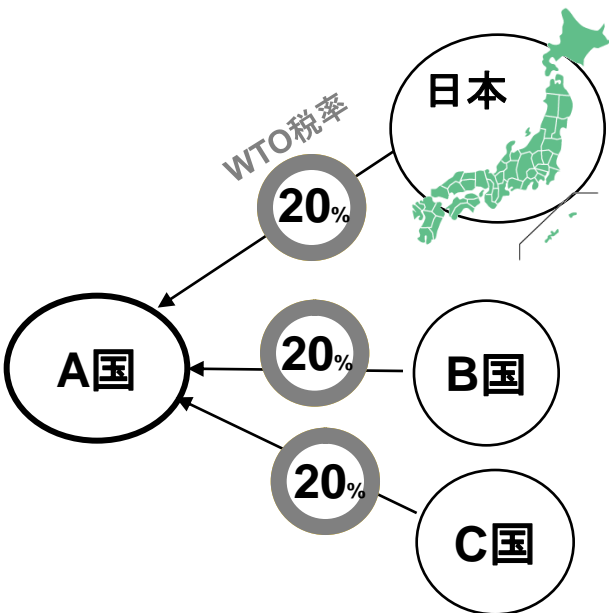
通常、輸出入を行う際、各国が定める関税を支払う必要があります。

それらは、WTOで決められた原則に基づき、ほぼ全ての国に対して共通の関税率が適用されます。（一般にMFN(Most-Favored-Nation=最恵国)税率と呼んでいます）

しかし、EPAでは、2国間でMFN税率より低い税率を定められることからEPAを結んだ国の間では、他国よりも低い税率で輸出入を行うことができます。（一般的にEPA税率と呼んでいます）

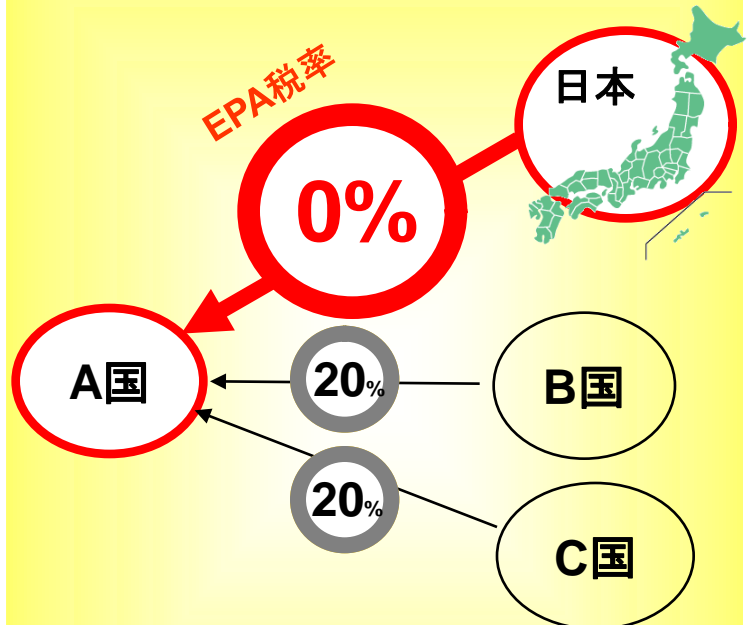
*WTOは153カ国が加盟(2009年8月現在)のもと、公平な貿易のルールを定める国際機関です。

WTOに基づく原則



全ての国に同じ
関税率

日本とA国のEPA



日本に対してのみ
低い関税率

EPA税率を利用した方が有利な品目の一例

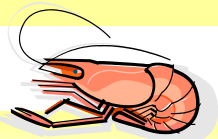
例えば、以下の品目は、EPAを利用した場合、利用しない場合よりも低い税率を適用できます。通常の税率(MFN税率)とEPA税率との差が比較的、大きいものをピックアップしています。その他につきましても、お調べいただければと思います。

輸出時

輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
メキシコ	釣り用リール	15%	0%
	サングラス	15%	0%
マレーシア	自動車CKD※	10%	0%
	りんご	5%	0%
チリ	自転車用ブレーキ	6%	0%
	歯ブラシ	6%	0%
タイ	子供用自転車	30%	0%
	漁網	10%	0%
インドネシア	ぶどう(生鮮)	5%	0%
	温度計	5%	0%
ブルネイ	楽器用の弦	10%	0%
	運動用グローブ	10%	7.5%

※3000cc以下ステーションワゴン等

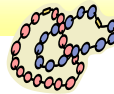
輸入時



EPAを利用すると即時(あるいは10年以内)に無税になる品目例)

エビ*、インスタントコーヒー*、金属製アクセサリー、スーツ、シャツ、リネン、etc...

*シンガポールからの輸入は除く



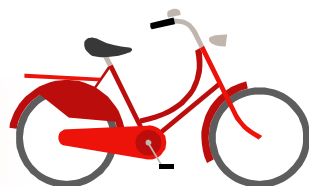
note 簡単に関税を計算してみます

EPAを利用して日本からタイに子供用自転車100台(1台10,000円)を輸出します。

EPAを利用しない場合 ... $100(\text{台}) \times 10,000(\text{円}) \times \text{関税率}30\%(0.3) = 30\text{万円}$

EPAを利用した場合 ... $100(\text{台}) \times 10,000(\text{円}) \times 0\% = 0\text{円}$

EPAを利用すると、30万円の関税がかからなくなります。



※EPA以外でも優遇関税が利用できる制度がいくつか存在します。詳しくはJETROまでお問い合わせください。

A社の場合 … 約1,500万円の関税削減効果がありました。

飲料メーカーA社は、各種原材料をEPAを利用してメキシコへ輸入し、製品である飲料を現地で生産、販売しています。関税の削減効果を試算すると、各種原材料を輸入する際にEPAを利用しない場合と比較し、約1,500万円*にのびりました。

ラベル用資材
キャップ用資材
包装用資材
香料

税率が EPA利用で
 キャップ用資材 15% → 14.4%に
 ラベル用資材 10% → 無税に
 梱包用資材 10% → 無税に
 香料 15%

*2005年4月～2006年3月実績
 キャップ用資材 14,650万円 × 0.6% = 約88万円、ラベル用資材 初年度実績なし
 包装用資材 9,000万円 × 10% = 900万円、
 香料 3,260万円 × 15% = 492万円 計1,480万円 = 約1,500万円

B社の場合 … 1度の輸出で約26,000ドルの関税削減効果がありました。

調味料メーカーB社は、原料(甘味料)をEPAを利用してチリへ輸入し、粉末ジュースを現地で生産、販売しています。関税の削減効果を試算すると、原料(甘味料)を輸入する際にEPAを利用しない場合に比較し、1度の輸入で約26,000ドル*にのびりました。

原料(甘味料)

税率が EPA利用で
 原材料(甘味料) 6.5% → 無税に

*一度の輸入 約40万ドル × 6.5% = 約26,000ドル

C社の場合 … 約900万円の関税削減効果がありました。

水産物専門商社C社は、水産物をタイへ輸出し、タイで調整品へ加工した後、日本へ再輸入しています。関税の削減効果を試算すると、水産物調製品を輸入する際にEPAを利用しない場合に比較し、年間で約900万円*にのびりました。

水産物
水産物調整品

税率が EPA利用で
 水産物調整品 7.2% → 5.4%に
 (2008年時点の税率)
 ※2014年には無税に

*2008年実績見直し
 年間輸入額 50,000万円 × 1.8% = 約900万円

2

EPAとは何ですか？

国や地域同士で、「輸出入にかかる関税」や「サービス業を行う際の規制」をなくしたり、「投資環境の整備」や「知的財産保護の強化」等を行う国際的な協定です。

EPAとFTAについて

FTAは、Free Trade Agreementの略称で、「自由貿易協定」と呼ばれます。

国や地域同士で「輸出入にかかる関税」や「サービス業を行う際の規制」をなくすための国際的な協定です。

EPAは、Economic Partnership Agreementの略称で、「経済連携協定」と呼ばれます。

FTAの内容に加えて「投資環境の整備」、「知的財産保護の強化」、「技術協力」等を含むさらに包括的な国際協定です。

EPAとFTAは輸出入にかかる関税の撤廃・削減を図る点では共通しています。本冊子では、EPA/FTAを以後、EPAと表現します。

EPA

人的交流
の拡大

各分野で
の協力

反競争的
行為の規制

投資環境
整備

etc..

知的財産
の保護

関税の
撤廃・削減



サービス業
行う際の規制
の撤廃・削減

FTA

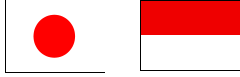
「関税」の分野

EPAには、様々な規定が含まれています。輸出入にかかる関税を削減する(「関税」の分野とよく呼ばれています)のは、協定では主に「物品の貿易章」「原産地規則章」で規定されています。

ex: 日インドネシアEPA(抜粋)

(正式名称: 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定)

Focus!



第2章 物品の貿易

第3章 原産地規則

第5章 投資

第6章 サービスの貿易

第7章 自然人の移動

第8章 エネルギー及び
鉱物資源

第9章 知的財産

第12章 ビジネス環境の整備
及びビジネスを行う上
での信頼の増進



「関税」の分野以外は……

EPAでは、輸出入する際に役に立つ「関税」の分野以外に、**海外に進出した際に役立つ「投資章、サービス章」、「ビジネス環境の整備章」の規定もあります。**EPAは各国との交渉を経てつくられており、各EPAで様々な内容が規定されています。各EPAについてお知りになりたい方は、経済産業省通商政策局経済連携課等までお問い合わせください(「5.問い合わせ窓口・WEBSITE」の連絡先を御覧ください)。

Attention!

「投資章」「サービス章」では……

外国での事業活動における次のような問題を改善できる可能性があります。

- ・一度受けた事業許可を撤回される
- ・事業資産を国有化される
- ・法令・規制が十分公表されておらず規制について情報が得にくい
- ・現地での法人の設立に際し、出資比率の制限や、役員の国籍要件を求められる
- ・事業を展開する際、現地法人の設立を求められる
- ・事業実施に際し、現地国の企業と同等に扱われない、または、他国の企業よりも不利益な取り扱いを受ける
- ・現地における収益を日本に送金する際に制限がかけられる

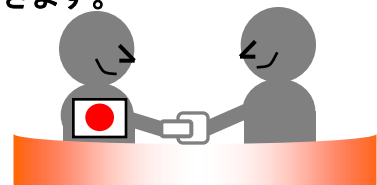
etc

Attention!

「ビジネス環境の整備章」では……

進出先で日系企業の皆様がビジネス上、直面する様々な問題点につき、産業界、政府関係者の参加のもと改善する枠組みが設けられています。

進出企業を始めとする日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点(産業インフラの整備、行政手続の簡素化・円滑化、治安の向上、知的財産権の保護等)について、相手国政府関係者と直接議論することができます。



→「番外.進出先で相手国にビジネス環境改善を要望したいとき」・「ビジネス環境整備」に説明があります。

3

EPAを使うには？

- ①EPAを利用できる国を確認し、②商品の品目コードを特定し、③EPA税率がMFN税率より低くなっていること、④原産地規則を満たしていることを確認し、⑤特定原産地証明書を申請、入手します。



1

利用できる国を確認します。

EPA協定が発効している国との間で利用できます。
 現在(09年11月)、日本は、**シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン全体、フィリピン、スイス及びベトナムとのEPAが発効しています。**

Attention! 日本と世界各国とのEPA進捗状況 (2009年11月現在)

EPAは、交渉→署名→発効というプロセスを経ます。発効すると利用できるようになります。

発効済

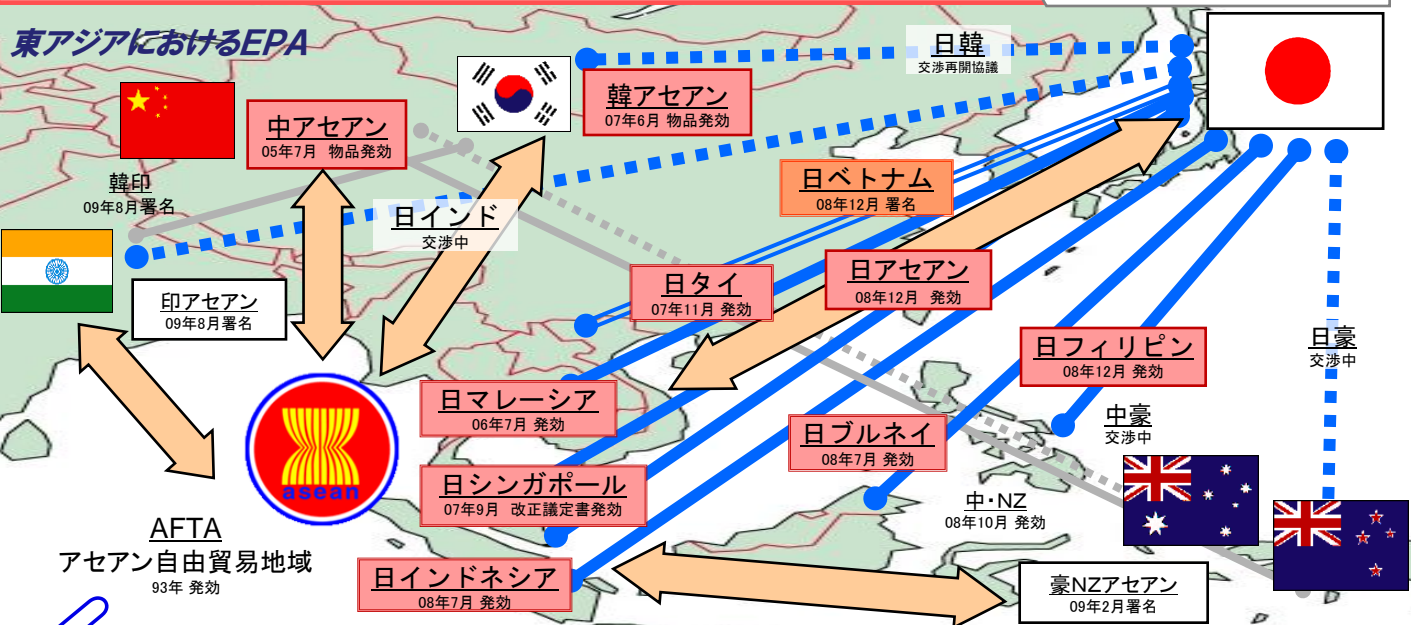
シンガポール
メキシコ
マレーシア
チリ

タイ
インドネシア
ブルネイ

アセアン全体 ※
フィリピン
ベトナム
スイス

利用できます

インド 交渉中
豪州
韓国
GCC(湾岸諸国)
ペルー



ポイント お困りの際は

日々、EPA交渉は進捗しています。

最新の状況は、JETRO、経済産業省へお問い合わせください。

※アセアン全体のEPAに関し、アセアン各国とは順次利用可能になります。詳細については「4. 今後利用できる国は？」に説明がございます。

2

品目コードを特定します。

品目コードは、国際条約に基づいて定められた輸出入の際に商品进行分类する番号です。この番号から、関税率、原産地規則を調べることができます。

品目コードとは

品目コードとは1988年1月1日に発効した「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められた番号のことです。商品を輸出入する際には、各商品はいずれかの品目コードに分類されます。その品目コードから、関税率、原産地規則を調べることができます。

品目コード(日本では、9桁の統計番号として定めている。)は、「類(=上2桁)」「(第1類 生きている動物)から「第97類 美術品」まで分類)、「項(=上4桁)」及び「号(=上6桁)」に、「統計細分(=下3桁)」を加えた番号からなり、その桁数が増えるにつれ、細かな品目が特定されます。なお、「号(=上6桁)」までは世界共通ですが、それ以下は各国別に定められています。例えば、日本は、統計細分の3桁を加えた9桁の品目コードを定めておりますが、アメリカでは10桁の品目コードを定めております。

乗用車のホイールについてみてみましょう。

Example 品目コード概念図 — 乗用車のホイールの場合



87 (車両及び部分品)	87.06 (原動機付きシャシ)	世界共通コード
	87.07(車体)	
	87.08 (部分品及び附属品)	8708.21 (シートベルト)
8708.30 (ブレーキ)		
8708.70 (車輪並びに部分品及び附属品)		
類:2桁	項:4桁	

日本から輸出する乗用車ホイールは「8708.70.000(車輪並びにその部分品及び附属品)」という番号に分類されます。
(「輸出統計品目表 2008」より)

品目コード(輸出の統計番号)

8708.70-000 (車輪並びにその部分品及び附属品)

品目コードの桁数が増えるにつれ、細かな品目が特定されます。

Example

品目コードを見てください

「輸出統計品目表」で品目コードを見てください。(通常の輸出入の際に必要な輸出入申告書に記載する日本国内細分は、日本から輸出申告の場合は「輸出統計品目表」で、日本への輸入申告の場合は、「実行関税率表」を用います。)

87.07	車体(運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。)	
8707.10 000	— 第87.03項の車両用のもの	
8707.90 000	— その他のもの	
87.08	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)	
8708.10 000	— パンパー及びその部分品	4桁
	— 車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品	
8708.21 000	— シートベルト	国内細分
8708.29 000	— その他のもの	
8708.30 000	— ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	
8708.40 000	— ギヤボックス及びその部分品	
8708.50 000	— 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品	品名、説明
8708.70 000	— 車輪並びにその部分品及び附属品	
8708.80 000	— 懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)	6桁
	— その他の部分品及び附属品	
8708.91 000	— ラジエーター及びその部分品	
8708.92 000	— 消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品	
8708.93 000	— クラッチ及びその部分品	

輸出統計品目表
EXPORT STATISTICAL SCHEDULE
— JAPAN —
2008
日本関税協会
PUBLISHED BY
JAPAN TARIFF ASSOCIATION

輸出申告は

「輸出統計品目表」
編集: 輸出統計品目表編纂委員会
出版: 日本関税協会

実行関税率表
CUSTOMS TARIFF SCHEDULES
OF JAPAN
2008
日本関税協会
PUBLISHED BY
JAPAN TARIFF ASSOCIATION

輸入申告は

「実行関税率表」
編集: 実行関税率表編纂委員会
出版: 日本関税協会

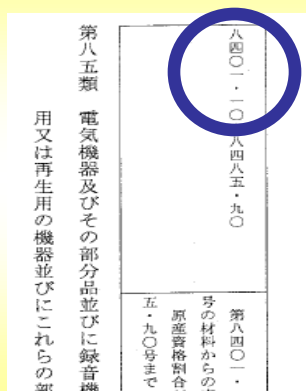
必要な品目コードと調べ方

原産地規則は「類」(上2桁)、「項」(上4桁)又は「号」(上6桁)で定められ、特定原産地証明書の申請もこの番号が必要です。一方、関税率は更に細かい細分に従って定められているものもあります。そのため、EPA利用の際は、輸出品目の「号」および輸出先の国内細分双方の確認が必要です。

調べ方は「号」までは世界共通のため「輸出統計品目表」「実行関税率表」で、輸出先の国内細分は後ほど紹介する JETRO「世界各国の関税率」、相手国の税関WEBなどが考えられますが、商品がどの品目コードになるか、各国毎で解釈が違うというケースもありますので、輸入者を通じ相手国税関にご確認いただくことをお勧めします。

原産地規則、特定原産地証明書の申請は「号」(6桁)で

関税率は更に細かい国内細分で



8528.41.10.00	---	Color	piece	Free
8528.41.20.00	---	Black and white or other monochrome	piece	Free
	--	Other:		
8528.49.20.00	---	Color	piece	15%
	---	Black and white or other monochrome	piece	15%
	--	Other monitors:		
	--	Of a kind solely or principally used in an automatic data processing system of heading 8471:		
8528.51.10.00	---	Projection type flat panel display units	piece	Free
	---	Other, color	piece	Free
8528.51.30.00	---	Other, black and white or other monochrome	piece	Free
	--	Other:		
8528.59.10.00	---	Color	piece	15%
8528.59.20.00	---	Black and white or other monochrome	piece	15%

「輸出統計品目表」
「実行関税率表」で

JETRO「世界各国の関税率」
相手国輸入税関で

Column

HS条約の改訂

HS条約は、時代の流れとともに過去1992年、1996年、2002年に改正され、今回2007年に5年ぶりに改正がされました。現在、主な輸出入実務はこのHS2007が利用されています。

日本がこれまでに8カ国(シンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ)及び1地域(アセアン)と発効したEPAは今回の改正以前に交渉を開始したことからHS2002に基づき作成されています。

ポイント

お困りの際は

「号」(6桁)と「輸出相手国の国内細分」からなる品目コードが必要です。輸入者を通じ、相手国輸入税関へ確認をすることをお勧めします。お困りの際は、JETROへご相談ください。

3

関税率を調べます。

品目コードに基づき、関税率を調べます。MFN税率とEPA税率を比較し、EPA税率がより低いものであれば利用を検討してください。

EPAの関税率はどのように決まっていますか

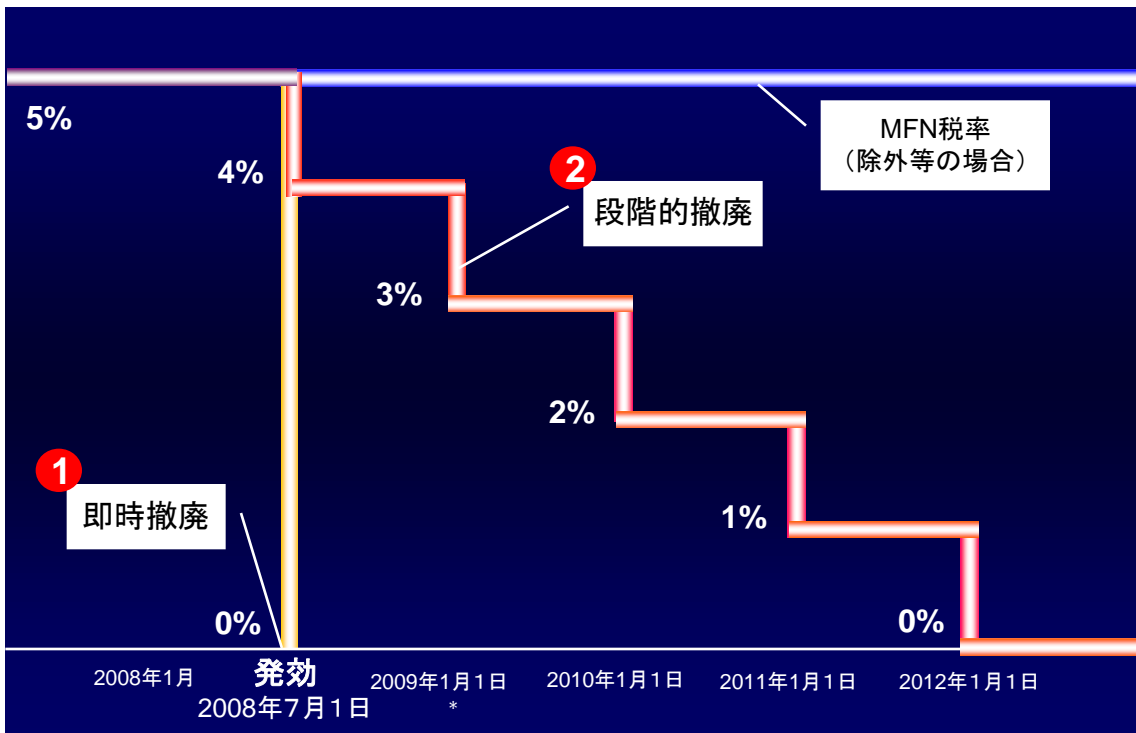
EPAの関税率には代表的なものとして次の2種類があります。

- ①EPA発効と同時に撤廃(EPA税率は0%) (「即時撤廃」と呼びます)
 - ②EPA発効後、徐々に撤廃(EPA税率が0%になるまで、徐々に引き下げ) (「段階的撤廃」と呼びます)
- なお、関税撤廃等の対象外(通常関税率(MFN税率)が適用)のものもあります(「除外」と呼びます)。

EPA税率を利用する際には、MFN税率と比較して、メリットがあるかどうかを確認する必要があります。

2008年7月1日に発効した日インドネシアEPAの場合

・MFN税率は5%、段階的撤廃は4年後に撤廃を想定しています。



* 発効年の後(2回目以降)の削減日につきましては、協定締結相手国によって異なる場合があります(日本は、4月1日)。

相手国の関税率を知るために便利なツール

日本在住の方のみ利用できる点、ご注意ください。

EPA利用するためには場合、EPA税率が通常の税率より、より低いことを確認する必要があります。各国のWEBから現在の関税率を調べ協定でEPA税率を調べ双方を比較することも可能ですが時間がかかります。そこで、**1カ国1商品(HS番号判明済みのもの)に限りJETRO貿易投資相談課で回答しています(TEL:03-3582-5171)**。また、JETROWEB『世界各国の関税率』がとても便利です。当該サイトで輸出品目の①最も低い関税率と②その関税率がMFN税率かEPA税率か等がわかります。

JETRO『世界各国の関税率』 <http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

※初めての方はユーザー登録が必要です。登録すれば日本に在住の方であれば無料で利用できます。

最も低い税率がわかります

輸出先とHSコード(類、項から検索が可能)を入力すると、各原産国①から輸出先へ輸出した場合の、一番低い税率②とその税率の根拠③が示されます。

右図は、8521.10.00.00をインドネシアに向けて輸出する場合の検索結果です。インドネシアへ日本①から輸出する場合、日インドネシアEPA③を使って輸出すれば最も低い税率である11.3%②が適用されることが分かります。

①	②	③
JAMAICA	15%	MFN Applied
JAPAN	11.3%	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP
JORDAN	15%	MFN Applied

①	②	③	④
JIEPA 03 Base rate 5%			
2008	2009	2010	2011
3.8%	2.5%	1.3%	Free

各年の税率が調べられます

また、同ページの「End Note」をクリックすると、日本との二国間協定における各年の税率を調べることができます。右図は、日インドネシアEPA①でベースレート5%③の品目を3年間で撤廃する場合②の各年の税率④を表しています。

日本に輸入をする場合は、税関ウェブサイト「**実行関税率表**」(<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>)をご活用ください。日本に輸入する際のMFN税率や発効済EPAの税率を調べることができます。

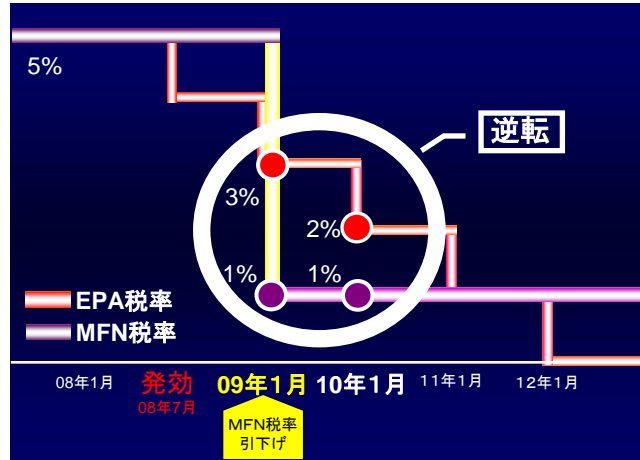
Column 税率逆転

EPA税率は、MFN税率より低くなっているのが普通です。しかし、一部の品目においてEPA発効後にMFN税率がEPA税率より低い、または同じ税率になってしまうことがあります。

EPAでは、品目によっては関税率が発効後すぐに撤廃されず、何年かけて徐々に削減されるものがありますが、このような品目は、税率が完全撤廃されるまでの途中段階で、相手国政府がMFN税率の引き下げを行うことによって、税率の逆転が生じてしまいます。

基本的に対象品目のEPA税率は最終的に0%になりますので時を経ればこの問題は解消されます。なお、税率逆転が起きている間は、MFN税率を適用してください。特定原産地証明書を取得する必要はありません。念入りの確認をお願いします。

2008年7月にEPAが発効し、2009年1月にMFN税率が5%から1%に引き下げられたケース



2009年1月から2011年1月にEPA税率の削減が行われるまで逆転が生じていることになります。

ポイント お困りの際は

『世界の関税率』を参考にしながら、輸入者を通じ、相手国輸入税関へ確認することをお勧めします。お困りの際は、JETROへご相談ください。

4

原産地規則を確認します。

EPA税率の適用を受けるために原産地規則を満たす必要があります。

EPA原産地規則とは

EPA原産地規則は、ある産品が協定締約国の原産品であるか否か(産品が特惠待遇を受ける資格を有するか否か)を特定するためのルールです。EPAを利用するためには、原産地規則を満たす必要があります。

日本とB国がEPAを結んでいる場合



どのようなルールですか

ルールは、協定毎に、品目毎に定められています。そのため、協定における条文内容と附属書の内容をそれぞれ確認してください。例えば、輸出したい品が、①EPAの締約国内だけで完全に生産・取得されたものか、②他の国から輸入された原材料を使って商品を生産する場合、自国での生産・加工を通じて新しい商品になっているかといった点を判別します。①は農産物や銅などの鉱物が対象となる場合が多く、②は加工品・鉱工業品が対象となる場合が多くなります。

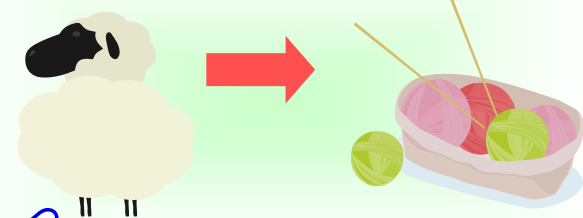
Example 日インドネシアEPAの場合

毛糸について、原産地規則が「HS4桁レベル(CTH)の変更」だった場合、日本産またはインドネシア産と認められるためには、日本国内またはインドネシア国内で羊毛から毛糸への変更(HS4桁レベルの変更にあたる加工)がされている必要があります。

完成車について、原産地規則が「原産資格割合が40%以上であること(40%付加価値)」だった場合、日本産またはインドネシア産と認められるためには、日本国内またはインドネシア国内で生産・加工等に伴い形成された付加価値が40%以上である必要があります。

羊毛(5105)

毛糸(5107)



※FOB: 産品の取引価格(本船渡しベース)

ポイント お困りの際は

原産地規則は、協定(本文、附属書)で確認します。
(Webで公開)。お困りの際は、JETRO、経済産業省経済連携課へお問い合わせ下さい。

5 特定原産地証明書を入手します。

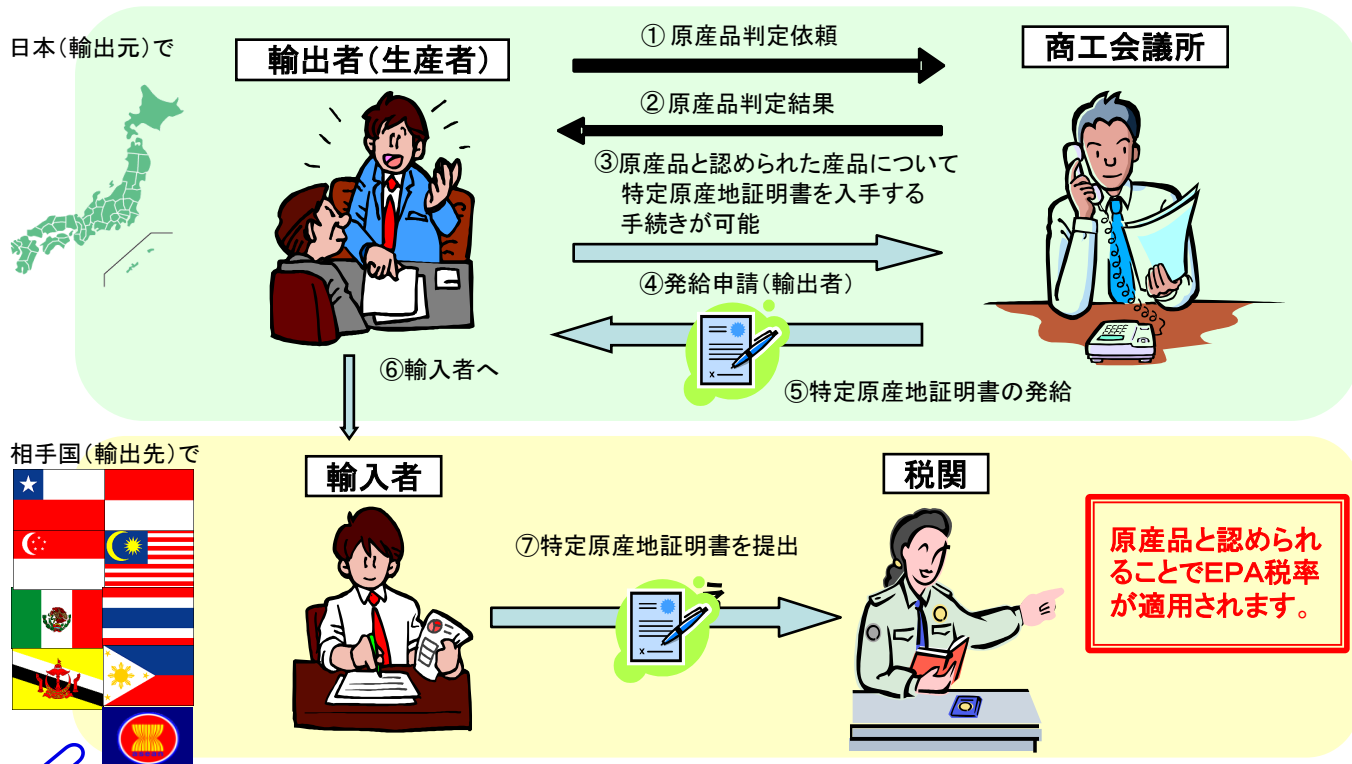
EPA税率の適用を受けるためには特定原産地証明書が必要です。日本では、日本商工会議所が指定発給機関として、特定原産地証明書を発給しています。

- * なお、ここで言う「特定原産地証明書」とはEPA税率の適用に必要な原産地証明書であって各EPA締約国で発給されるものをいいます。
- * 少額の輸入や輸入締約国が特定原産地証明書の提出を免除している場合、特定原産地証明書を取得する必要がないケースがあります。各協定における規定や輸入国側における扱いをご確認ください。

特定原産地証明書の取得

原産地規則に照らし原産資格があると判断された場合、**特定原産地証明書を取得し、その資格を証する必要があります。**日本では、日本商工会議所が指定発給機関として、特定原産地証明書を発給しています。なお、この証明書は、輸出者が自国で取得し、相手国の輸入者が輸入税関に提出します。

note 特定原産地証明書取得から相手国税関への提出までの流れ



ポイント お困りの際は

特定原産地証明書は日本では日本商工会議所が発給しており、Web上で申請が可能です。お困りの際は、日本商工会議所 特定原産地証明担当へお問い合わせください。

4

今後、利用できる国は？

08年12月にアセアン全体との協定、また09年9月にスイス、10月にベトナムとの協定も発効しました。

複数国間のEPA—日アセアン経済連携協定(EPA)

日アセアンEPAは、アセアン10カ国と日本の計11カ国の協定です。日本とアセアン各国およびアセアン各国間の貿易も日アセアンEPAでカバーします。

日アセアンEPAのポイント



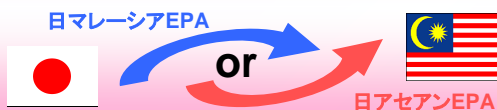
アセアン10カ国とのEPA



アセアン(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)とのEPAです。2国間協定がないカンボジア、ミャンマー、ラオスとの貿易もEPAを利用できます。

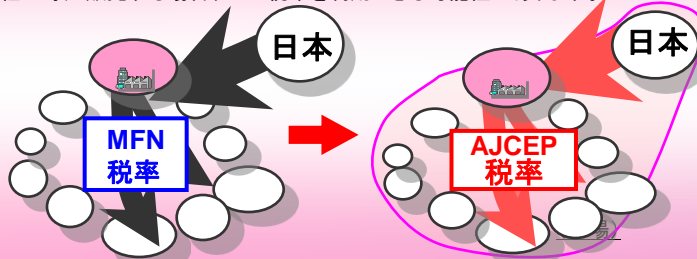
2国間協定と日アセアンEPAは別個の協定

2国間EPAと日アセアンEPAは別個の協定です。併存しますので、2国間EPAが利用できる国とは2国間EPAと日アセアンEPAの条件が良い方を選択して利用できます。



日アセアン生産ネットワークでのEPA税率の利用

日本原産の高付加価値部品を使って、アセアン域内で最終製品を生産(加工・組立等)・販売する場合、EPA税率を利用できる可能性があります。



Attention! 発効により 利用可能な国は順次増加

日アセアンEPAは準備が整った国から利用できるようになります。利用できる国が順次増えていくことになります。現時点では日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、タイとの間で利用できます。(09年11月時点)

利用できます



まだ!

日ベトナムEPA 日スイスEPA

ベトナム市場へのアクセス改善



(日本からの輸入額の約88%を無税)

鉱工業品:自動車部品:ボルト・ナットは5年間、エンジン・エンジン部品等は10~15年間で関税撤廃
電気電子:フラットパネル、DVD部品は2年間、デジタルカメラは4年間、カラーテレビは8年間で関税撤廃
農林水産品:切花、りんご、なし等多くの品目は即時又は10年間で関税撤廃

日本市場へのアクセス改善

(ベトナムからの輸入の約95%を無税に)

鉱工業品:ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃
農林水産品:農産品:ドリアン、オクラは即時、スイートコーンは7年間でそれぞれ関税撤廃
水産品:えび、えび調製品は即時、冷凍たこ(冷凍たちうお5年間で関税撤廃)

スイス市場へのアクセス改善



(日本からの輸入額の約99%が無税)

鉱工業品:すべての品目につき即時関税撤廃
農林水産品:インスタントコーヒー、アロマオイル等:即時関税撤廃
・フルーツ・ピューレ、チョコレート等:関税割当・関税削減
・ワイン:関税段階的撤廃

日本市場へのアクセス改善

(スイスからの輸入額の約99%が無税)

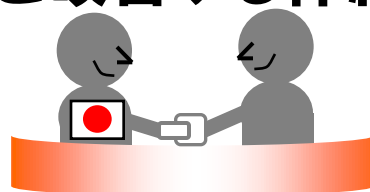
鉱工業品:ほぼすべての品目につき即時関税撤廃
農林水産品:・インスタントコーヒー、アロマオイル等:即時関税撤廃
・フルーツ・ピューレ、チョコレート等:関税割当・関税削減
・ワイン:関税段階的撤廃

詳しく知りたい方は P17,18の問い合わせ窓口までお問い合わせください

番外

進出先で相手国にビジネス環境改善を要望したいとき…「ビジネス環境整備」

関税でのメリットの他に、EPAでは、進出先で日系企業の皆様がビジネス上、直面する様々な問題点につき、産業界、政府関係者の参加のもと改善する枠組みが設けられています。



「ビジネス環境整備に関する小委員会」

経済連携協定(EPA)に基づき設置された、ビジネス環境の整備・改善に向けた議論の場です。両国政府代表者に加え、民間企業代表者も参加いただけます(招請による)。

相手国進出企業を始めとする日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点(産業インフラの整備、行政手続の簡素化・円滑化、治安の向上、知的財産権の保護等)について、相手国政府関係者と直接議論することができます。

日メキシコEPAビジネス環境整備委員会

開催実績: 05年4月、06年5月、07年5月、08年9月

➤ 治安の向上

- 商品輸送の盗難対策、市内安全対策。

【成果】治安省とのホットライン設置等により被害減少。

➤ 模倣品対策・基準認証

- 模倣品等への取締り、基準認証分野の手続迅速化。

【成果】工業所有権庁(IMPI)とのホットラインを設置。

➤ 観光関係の環境整備

- 日本語案内など観光インフラの整備。

【成果】日本語の旅行者用税関申告カードを導入。

➤ 通関・税務手続改善

【成果】中央税関とのホットライン設置。

➤ インフラ整備

日マレーシアEPAビジネス環境整備小委員会

開催実績: 07年3月、10月、08年12月

➤ 電力品質の向上

- 瞬時電力低下(瞬低)の発生により、高付加価値製品の生産に深刻な影響。

【成果】インフラ整備費として予算を計上。

➤ ガス供給不足の改善

- マレーシア国内の天然ガス生産能力の限界等の理由により、都市ガス会社が新規の供給契約締結を見合わせ。

【成果】問題解決に向けてマレーシア政府内で検討を開始。

➤ 治安の向上(トラックハイジャック対策)

- 日系物流業者のトラックを狙った強奪事件が増加。

【成果】パトロールの強化、監視カメラの増設などにより、高速道路における被害減少。

➤ 模倣品対策

詳しく知りたい方は

経済産業省 対外経済政策総合サイト EPA活用入門編

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa_katsuyo/index.html

日本貿易振興機構(JETRO) 在外企業支援・知的財産部在外企業支援課

TEL: 03-3582-5017

経済産業省 通商政策局 (詳しい問い合わせ先は、P17,18をご確認ください)

5

問い合わせ窓口・ WEBSITE一覧

問い合わせ窓口

お気軽に
!

何でも
!

EPA輸出入全般について

日本貿易振興機構(JETRO)

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

在海外の
企業の方は

JETROではアジア、オセアニア、欧州、北中南米等の海外事務所を設けています。
海外各地のJETROにお問い合わせください。

JETRO海外事務所 <http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/>

東京：在外企業支援課

TEL: 03-3582-5017

在日本の
企業の方は

東京：貿易投資相談センター

貿易投資相談課

TEL: 03-3582-5171

大阪：大阪本部貿易投資相談センター

TEL: 06-6447-2307

EPA アドバイザー

JETROではアジア、オセアニア、欧州、北中南米等世界各地に海外事務所をもうけています。アジアの以下の海外事務所には、特に、日本との経済連携協定(EPA)について中小企業の方々による活用促進に力点を置くEPAアドバイザーが相談にあたっています。

アドバイザーが駐在する海外事務所

バンコク(タイ) / ジャカルタ(インドネシア) /
クアラルンプール(マレーシア) / マニラ(フィリピン) / シンガポール

EPA交渉、協定について

経済産業省 通商政策局 経済連携課

epa-soudan@meti.go.jp TEL: 03-3501-1700 FAX: 03-3501-1592

(変更しました)

上記以外の本パンフレットに関するご質問等は、経済産業省通商政策局経済連携課へお問い合わせください。

日本への輸入については、税関にて詳細な情報提供を行っています。

EPAを利用し、相手国から日本に輸入をする際の手続き等に関するお問い合わせは税関にて詳細のご案内をしています。

税関 経済連携協定(FTA/EPA)

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

日本での特定原産地証明書の発給について

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

TEL: 03-3283-7850 FAX:03-3216-6497 tokuteico@jcci.or.jp

上記本部以外にも全国21カ所に地方事務所がございます。お近くの事務所へお問い合わせください。

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index.htm>

特定原産地証明書の発給手続きについて調べることができます。



WEBSITE

こちらに網羅されています

経済産業省 対外経済政策総合サイトEPA活用ページ

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa_katsuyo/index.html

以下のページはこのリンク集から見るすることができます。

EPA活用マニュアル

詳細なマニュアルです。

JETRO 「日本・マレーシアEPA」 <http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/my/jmepa>

「日本・タイEPA」 <http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/th/jtepa/>

「日本・メキシコEPA」 http://www.jetro.go.jp/biz/world/cs_america/mx/jmepa/

「日本・チリEPA」 http://www.jetro.go.jp/biz/world/cs_america/cl/jcepa/

「日本・インドネシアEPA」 <http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/jiepa/>

「日本・アセアンEPA」 <http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ajcep/>

「日本・フィリピンEPA」 <http://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/jpepa/>

「日本・スイスEPA」 <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ch/jcepa/>

「日本・ベトナムEPA」 <http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/jvepa/>

関税率を調べる

日本在住の方のみ利用できます

JETRO「世界各国の関税率」 <http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

JETRO貿易投資相談課 TEL:03-3582-5171 でも回答しています。

日本に輸入する際の関税率は・・・

税関「日本の実行関税率表」 <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

EPA協定概要を見る

各EPAの原産地品目別規則、関税の譲許表を確認できます。

外務省「経済連携協定／自由貿易協定」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

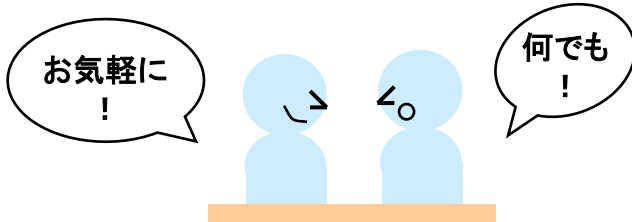
EPAの政策を調べる

外務省「経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

財務省「EPAについて」 http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm

経済産業省「FTA/EPAの推進について」 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

農林水産省「FTA/EPAに関する情報」 <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/index.html>



お問い合わせ先

EPA輸出入全般について

日本貿易振興機構(JETRO)

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

在海外の
企業の方は

JETROではアジア、オセアニア、欧州、北中南米等の海外事務所を設けています。
海外各地のJETROにお問い合わせください。

JETRO海外事務所 <http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/>

東京：在外企業支援課 TEL: 03-3582-5017

在日本の
企業の方は

東京：貿易投資相談センター
貿易投資相談課 TEL: 03-3582-5171

大阪：大阪本部貿易投資相談センター TEL: 06-6447-2307

EPA交渉、協定について

経済産業省 通商政策局 経済連携課

epa-soudan@meti.go.jp

TEL: 03-3501-1700 FAX:03-3501-1592 ←変更しました

日本への輸入について

税関

各地の税関にて相談を受け付けております。お近くの税関へお問い合わせ下さい。

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

特定原産地証明書の発給について

特定原産地証明書発給アドバイザー

日本商工会議所国際部

TEL: 03-3283-7850 FAX:03-3216-6497

日本商工会議所大阪事務所

TEL: 06-6944-6216 FAX: 06-6944-6232

上記以外の本パンフレットに関するご質問等は、経済産業省通商政策局経済連携課へお問い合わせください。